

## 小学校学習指導要領比較対照表【総合的な学習の時間】

現 (平成29年告示)	旧 (平成20年告示・道徳改訂反映後)
<p>第5章 総合的な学習の時間</p> <p>第1 目標</p> <p>探究的な見方・考え方を働かせ、<b>横断的・総合的</b>な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) <b>探究的</b>な学習の過程において、<u>課題の解決</u>に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、<b>探究的</b>な学習のよさを理解できるようにする。</p> <p>(2) <u>実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。</u></p> <p>(3) <b>探究的</b>な学習に主体的・<b>協働的</b>に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。</p> <p>第2 各学校において定める 目標及び内容</p> <p>1 目標</p> <p>各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。</p> <p>2 内容</p> <p>各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。</p> <p>3 各学校において定める目標及び内容の取扱い</p> <p>各学校において定める目標及び内容の設定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 各学校において定める目標については、各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。</p>	<p>第5章 総合的な学習の時間</p> <p>第1 目標</p> <p><b>横断的・総合的</b>な学習や<b>探究的</b>な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、<b>問題の解決</b>や<b>探究活動</b>に主体的、創造的、<b>協同</b>的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。</p> <p>第2 各学校において定める 目標及び内容</p> <p>1 目標</p> <p>各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。</p> <p>2 内容</p> <p>各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(2) 各学校において定める目標及び内容については、他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること。

(3) 各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会との関わりを重視すること。

(4) 各学校において定める内容については、目標を実現するにふさわしい**探究**課題、**探究**課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示すこと。

(5) 目標を実現するにふさわしい**探究**課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。

(6) **探究**課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、次の事項に配慮すること。

ア **知識及び技能**については、他教科等及び総合的な学習の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにすること。

イ **思考力、判断力、表現力**等については、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの**探究**的な学習の過程において発揮され、未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにすること。

ウ **学びに向かう力、人間性**等については、自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえること。

(7) 目標を実現するにふさわしい**探究**課題及び**探究**課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力が育まれ、活用されるものとなるよう配慮すること。

(新設)

【第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1(3)より移行】

(3) 第2の各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会とのかかわりを重視すること。

(新設)

【第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1(5)より移行】

(5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、児童の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行うこと。

(新設)

【第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1(4)より移行】

(4) 育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえること。

(新設)

現 (平成29年告示)	旧 (平成20年告示・道徳改訂反映後)
<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては 次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の<b>主体的・対話的で深い学び</b>の実現を図るようにすること。その際、児童や学校、地域の実態等に応じて、児童が<b>探究的な見方・考え方を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習</b>や児童の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。</p> <p>(2) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。</p> <p>(3) <u>他教科等及び総合的な学習の時間</u>で身に付けた<b>資質・能力</b>を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。その際、言語能力、情報活用能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を重視すること。</p> <p>(4) <u>他教科等</u>の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。</p> <p>(5) 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めること。</p> <p>(6) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。</p> <p>(7) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 第2の各学校において定める目標及び内容に基づき、児童の学習状況に応</p>	<p>第3 指導計画の作成と内容1の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(2) 地域や学校、児童の実態等に応じて、教科等の枠を超えた<b>横断的・総合的な学習</b>、<b>探究的な学習</b>、児童の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこと。</p> <p>(1) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。</p> <p>(6) <u>各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動</u>で身に付けた<b>知識や技能等</b>を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。</p> <p>(7) <u>各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動</u>の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。</p> <p>(8) 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めること。</p> <p>(新設)</p> <p>(9) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 第2の各学校において定める目標及び内容に基づき、児童の学習状況に応</p>

じて教師が適切な指導を行うこと。

- (2) **探究的な学習**の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が活用されるようにすること。
- (3) **探究的な学習**の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。その際、コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること。
- (4) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
- (5) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、**探究的な学習**の過程に適切に位置付けること。
- (6) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。
- (7) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。
- (8) 国際理解に関する学習を行う際には、**探究的な学習**に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにすること。
- (9) 情報に関する学習を行う際には、**探究的な学習**に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすること。第1章総則の第3の1の(3)のイに掲げるプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、プログラミングを体験することが、**探究的な学習**の過程に適切に位置付くようにすること。

じて教師が適切な指導を行うこと。

- (2) **問題の解決**や**探究活動**の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。

(新設)

- (3) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
- (4) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、**問題の解決**や**探究活動**の過程に適切に位置付けること。
- (5) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。
- (6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。
- (7) 国際理解に関する学習を行う際には、**問題の解決**や**探究活動**に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにすること。
- (8) 情報に関する学習を行う際には、**問題の解決**や**探究活動**に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすること。